保発 0327 第 9 号
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県知事
地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
社会保険診療報酬支払基金理事長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

健康保険法施行規則第 155 条の 9 の規定に基づき厚生労働大臣が認めた者について

健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 155 条の 9 の規定に基づき厚生労働大臣が認めた者は、下記のとおりとすることとするので、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対する周知につき配慮されたい。

記

健康保険法施行規則第 155 条の 9 の規定に基づき厚生労働大臣が認めた者
（1）名称　株式会社健康保険医療情報総合研究所
（2）住所　東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号　霞が関コモンゲート西館 20 階
（3）期間　令和５年４月１日から令和７年３月 31 日まで